

平成25年1月9日
中部地方整備局

中部圏大深度地下使用協議会幹事会を開催します

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）に基づき、第3回中部圏大深度地下使用協議会幹事会を下記のとおり開催いたします。

記

- ・ 日時 平成25年1月23日（水）13時30分から15時00分まで
- ・ 会場 愛知県三の丸庁舎 8階大会議室
- ・ 構成員 別紙1のとおり
- ・ 議題 別紙2のとおり
- ・ その他 当日は受付で、所属・氏名をご記入ください。
- ・ 取材等 ※幹事会の取材は、冒頭の挨拶までとさせていただきます。
※幹事会終了後に控え室において事務局より記者ブリーフィングを行います。
※資料は、幹事会終了後、記者ブリーフィング会場で配布いたします。

配布先：中部地方整備局記者クラブ、三重県政記者クラブ

〔問合せ先〕

中部地方整備局 建政部 計画管理課 課長 堀口 岳史
課長補佐 竹内 充
TEL 052-953-8571

幹 事

総務省消防庁特殊災害室長
文部科学省文化庁文化財部記念物課長
厚生労働省健康局水道課長
国土交通省都市局都市政策課長
環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長
中部管区警察局広域調整部長
東海防衛支局次長
東海総合通信局情報通信部長
東海財務局管財部長
東海農政局農村計画部長
東海農政局整備部長
中部経済産業局地域経済部長
中部経済産業局資源エネルギー環境部長
中部地方整備局企画部長
中部地方整備局建政部長（代表幹事）
中部地方整備局河川部長
中部地方整備局道路部長
中部運輸局企画観光部長
中部運輸局鉄道部長
愛知県建設部長
愛知県教育委員会教育長
三重県地域連携部長
三重県教育委員会教育長

オブザーバー

名古屋市住宅都市局副局長

(別紙2)

第3回中部圏大深度地下使用協議会幹事会

日時：平成25年1月23日（水）

13：30～15：00

場所：愛知県三の丸庁舎

8階大会議室

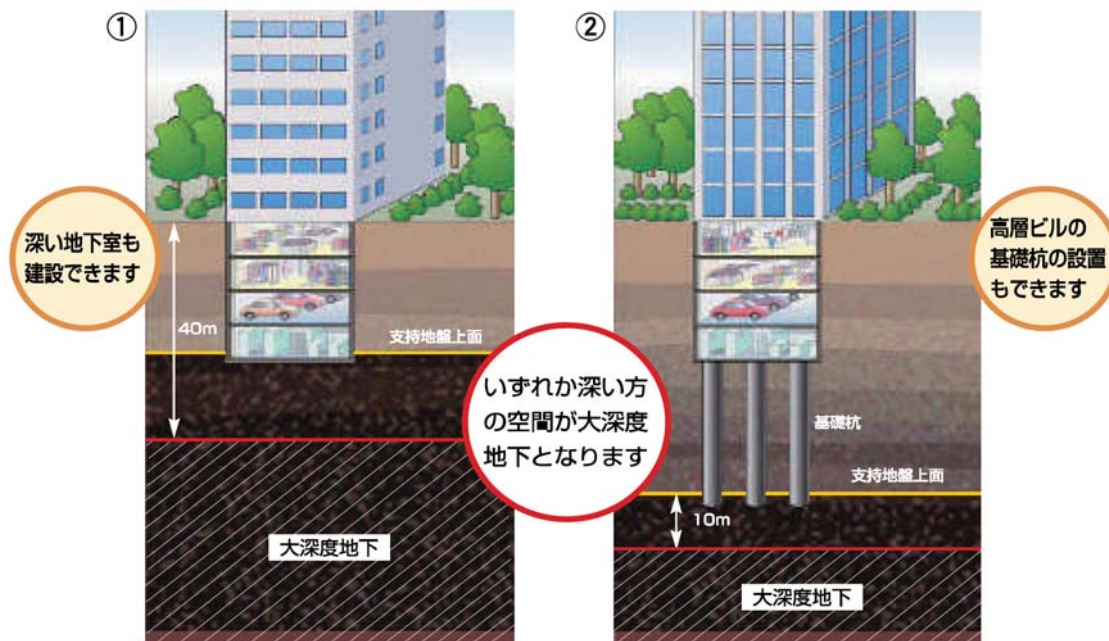
議 事 次 第

1. 開会
2. 国土交通省挨拶
3. 出席者紹介
4. 議題等
 - (1) 大深度地下をめぐる最近の状況
 - (2) 中部圏における大深度地下使用を予定しているプロジェクト紹介
・中央新幹線の概要について
 - (3) その他
5. 閉会

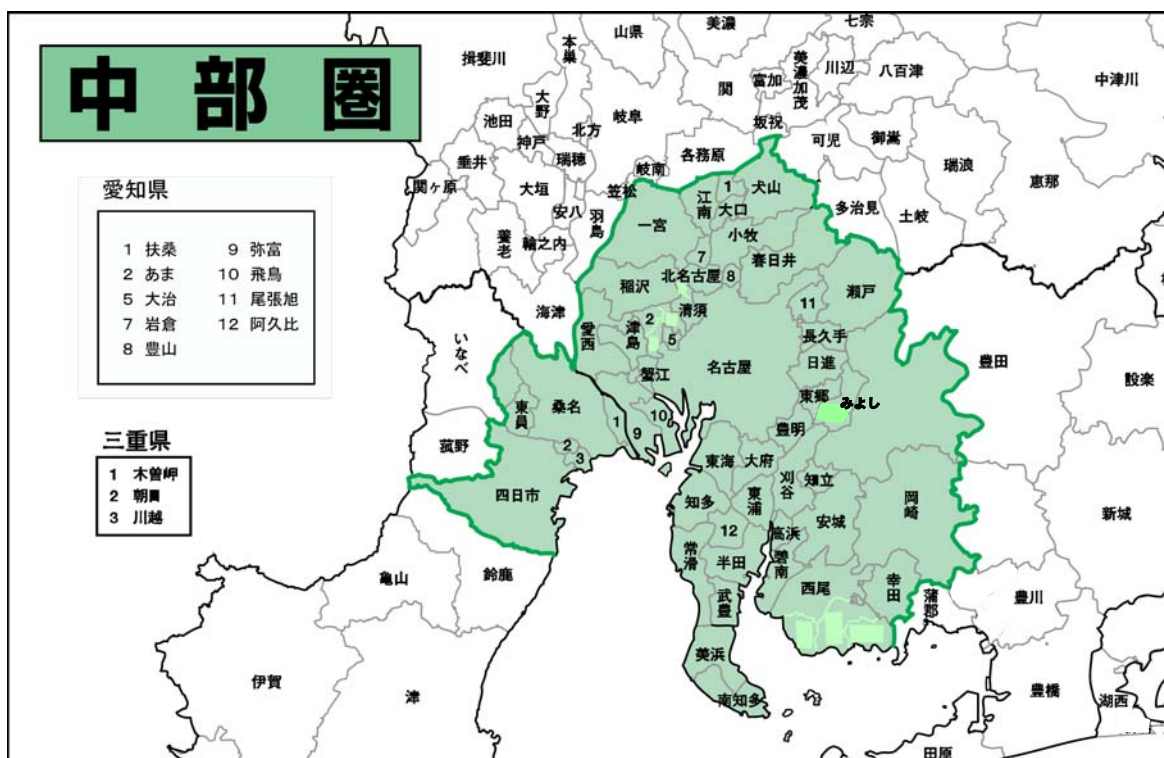
1. 「大深度地下」とは

大深度地下は、次の①または②のうちいずれか深い方の深さの地下です。

- ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）



2. 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象地域(中部圏)



愛知県	名古屋市 岡崎市の一部 (旧岡崎市)	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市の一部 (旧豊田市)
	安城市	西尾市	犬山市	常滑市	江南市	小牧市	稲沢市	東海市	大府市
	知立市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	愛西市	清須市	北名古屋
	あま市	みよし市	長久手市	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町	大治町	蟹江町
	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	幸田町			飛鳥村
三重県	四日市市	桑名市	いなべ市の一部 (旧員弁町)	木曾岬町	東員町	朝日町	川越町		

3.「大深度地下使用協議会」に関する参照条文

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）

（大深度地下使用協議会）

第七条 公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関及び関係都道府県（以下この条において「国の行政機関等」という。）により、大深度地下使用協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

- 2 前項の協議を行うための会議（第五項において「会議」という。）は、国の行政機関等の長又はその指名する職員をもって構成する。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係市町村及び事業者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 5 会議において協議が調った事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
- 7 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○ 大深度地下の公共的使用に関する基本方針（平成13年4月3日閣議決定）（抄）

II 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

1 大深度地下空間の利用調整

（1）（略）

（2）大深度地下使用協議会の活用等

①事業構想段階からの調整

大深度地下の使用に当たっては、長期的・広域的視点に立った計画的かつ効率的な利用に努める必要がある。

このため、事業者は、事業を実施する場合には、構想段階等の早い段階から、他の事業者との間で、事業区域の位置、事業の共同化等について、適切な調整を行うこと等により、施設の特性に応じた適切な配置、共同化等の効率的な空間利用を図り、適正かつ計画的な利用を確保することが必要である。

大深度地下使用協議会については、定期的開催することにより、大深度地下利用に関する情報収集の充実を図るとともに、必要に応じて事業者、関係市町村等に対する協議会への出席、資料提供、説明等必要な協力を求める等、早い段階から個別事業に関する情報交換、個別事業間の調整を行うこととする。

事業を所管する行政機関は、事業者から、将来の大深度地下利用に関する構想・計画を調査し、大深度地下使用協議会等を活用してとりまとめ・公表する等、必要な情報収集・公開に努めるものとする。

また、大深度地下使用協議会においては、関係事業者及び学識経験者の意見を十分に聴く等、適切な運用が行われるよう努めることとともに、広く一般への公開に努めるものとする。

なお、大深度地下使用協議会の運営に関する事務については、国土交通省地方整備局が担当することとする。

②事業が具体化した時点の個別の調整

事業が具体化した時点においては、事業の概ねの実施予定位置を踏まえ、近接又は同一の事業区域で事業を施行し、又は施行しようとする他の事業者との間で、施設の適切な配置や共同化等の効率的な空間利用を図る必要がある。

法第12条に基づく事業間調整の手続により、他の事業者から事業施設の共同化の検討、事業区域の調整の申出があった場合には、事業者は調整に努めねばならない。

調整に当たっては、客観性を高める等の観点から、大深度地下使用協議会を積極的に活用して調整を行い、調整を経た上で、事業者は法第14条に基づく認可申請を行うこととする。

2 （略）